

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第44回 (R5.12.6)

資料 2

補足給付について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【論点】 補足給付について

現状・課題

- 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）について、利用者が自ら負担することとしているが、低所得者に係る負担を軽減するため、「基準費用額」（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、「所得に応じた負担限度額」を控除した差額を特定障害者特別給付費（いわゆる「補足給付」）として支給することとしている。
- 補足給付の算定に係る「基準費用額」については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害福祉サービス等経営実態調査等を踏まえて見直されている（食費43,000円、光熱水費11,000円）。

検討の方向性

- 「基準費用額」については、障害福祉サービス等経営実態調査等を踏まえ、診療報酬及び介護報酬における食費・光熱水費の取扱いとのバランスにも留意の上で見直すことを検討してはどうか。

補足給付の概要(20歳以上の障害者)

(論点参考資料)

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対して、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るよう、食費等基準費用額(54,000円)^{※1}から所得に応じた負担限度額を控除した額を補足給付として支給する。

※1 食事・光熱水費にかかる平均費用

	補足給付の額
控除後認定収入額(※2)が66,667円を超える場合	(月額)54,000円－負担限度額 * 負担限度額(月額) = (66,667円－その他生活費の額) + (控除後認定収入額－66,667円) × 50%
控除後認定収入額が66,667円以下の場合	(月額)54,000円－負担限度額 * 負担限度額(月額) = 控除後認定収入額－その他生活費の額
生活保護受給者	(月額)54,000円

※2 一月における、収入から税、社会保険料、就労収入を控除した額

○補足給付がない場合^{※3}



○現行の補足給付^{※3}



※3 入所施設対象者(60歳未満、控除後認定収入額(月額 64,000円)の場合)

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見の内容	団体名
1	○物価高騰の影響を踏まえ、各種サービスの基本報酬や加算の見直し、及び必要な財政措置を講じられたい。障害福祉サービス等報酬改定においても、看護職員の処遇改善が可能となるよう、診療報酬の「看護職員処遇改善評価料」と同様の措置を講じられたい。	日本看護協会
2	○物価高騰は依然として継続しており、施設の必要経費を圧迫している。基本報酬の引き上げ又は、補助金を継続していく必要がある。	日本肢体不自由児療護施設連絡協議会
3	○物価高騰の影響によって、食材費や電気代、ガス代が増加している。厨房業務を外注している施設も多く、同様の理由で委託費が上昇している。基準費用額の見直しにあたっては、実態に応じた見直しが必要。	全国身体障害者施設協議会
4	○急激な物価高騰や各産業の賃上げにより、事業所運営、人材確保の両面で影響を受けている。経営努力のみでの対応は困難な状況であるため、今回の報酬改定での対応を望む。	全国就労移行支援事業所連絡協議会
5	○かつて措置制度等の時代にはあったように、寒冷地等への暖房燃料費等の給付は必要な配慮である。この間の物価高騰に伴って、さらに膨らんでしまう経費の負担は一層重くなっている。また物価高騰に伴う光熱水費ならびに車両費（燃料費）の高騰は、各事業所だけでなく利用者の実費負担増にも影響を及ぼしている。地方自治体では、内閣府の「地方創生臨時交付金」を活用して支援策を講じているところもあるが、本臨時交付金は、すべての国民が対象であり、かつ人口比で配分されるため、末端の事業所への交付金はわずかになってしまい、物価高騰分を補う水準ではない。	きょうされん
6	○補足給付の額については、物価上昇率等を反映した額への見直しを行う。	日本知的障害者福祉協会
7	○食事提供体制加算、補足給付及び利用者負担額等を再設定することによる、地域生活への移行支援、地域生活支援拠点等の充実のための予算の重点配分が必要。	全国地域生活支援ネットワーク (同旨：全国地域で暮らそうネットワーク、DPI日本会議)
8	○食事提供加算と補足給付は、施設でサービスを受けている人にだけ支給されるため、自宅でサービスを受けている人や施設を利用していない人との間で大きな格差がある。また、利用者負担に関しては、年金を受けている低所得者にはさらなる経済的な支援が必要。ただし、制度の持続可能性を考えると一定の負担も求める必要があるが、利用者の状況を考慮した公平な配慮も重要。	全国自立生活センター協議会